

平成 2 3 年 度

福島県消費生活審議会議事録

平成 2 3 年 8 月 3 1 日 (水) 開催

福島県消費生活審議会

1 日 時 平成23年8月31日(水)
午後 1時35分 開会
午後 3時37分 閉会

2 場 所 本庁舎2階 第2特別委員会室

3 出 席 者 別紙名簿のとおり

4 議 題

本県の消費者行政の推進について

- (1) 震災後の消費者行政の状況について
- (2) 平成23年度事業等について
- (3) 消費者行政活性化基金について
- (4) 「食と放射能」の問題に関する取組みについて
- (5) その他

5 概 要

(開 会 午後1時35分)

消費生活課主幹兼副課長

本日は、御多忙中、出席いただきありがとうございます。本日、司会を務めます消費生活課主幹兼副課長の大竹伸明です。よろしくお願いいたします。

初めに、根本委員が福島県商工会連合会を退職されたことにより、福島県商工会連合会専務理事の阿久津文作様に委員に就任いただくことになりましたので、辞令交付を行います。

(辞令交付)

消費生活課主幹兼副課長

それでは、阿久津委員よりあいさつをお願いします。

阿久津文作委員

6月より商工会連合会専務理事を務めております。3月11日の地震、津波そして原子力事故での厳しい現実を踏まえて生活を考えていかなければならないと考えております。よろしくお願いいたします。

消費生活課主幹兼副課長

阿久津文作委員の任期につきましては、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例により、前任者の残任期間となることから平成24年7月24日までとなります。

次に、本審議会は、附属機関の設置に関する条例に基づき設置されており、附属機関等の会議の公開に関する指針により、会場に傍聴席を設け県民の皆様に公開することになっていきますので、了承願います。

次に、お手元の「配付資料一覧」を御覧の上、資料の確認をお願いします。

なお、本日御出席の委員、事務局職員につきましては、出席者名簿のとおりとなっております。

消費生活課主幹兼副課長

本日の会議には、所用のため湯坐聖史委員、中野俊昭委員が欠席で、委員16名のうち14名に出席いただき定足数に達しているため、ただいまより福島県消費生活審議会を開会します。

初めに、生活環境部長からあいさつを申し上げるところですが、所用で遅れておりますので、先に高瀬雅男会長からあいさつをいただきます。

高瀬雅男会長

3月11日の大震災及び原発事故により県民の生活は一変しました。特にこの数年、地産地消が盛んになってきましたが、このたびの放射能汚染によりその根底が揺らいでしまいました。消費者としては、子供たちの健康を考えると基準値以下であっても汚染されたものは食べたくないと思うし、生産者としては、基準値以下なら食べてほしいと思うし、両者の主張は齟齬をきたすようになりました。今まで消費者と生産者は地産地消で心をつなげていたのに、この事故ですっかり変わってしまいました。これをもとに戻すにはどうすればよいか。生産者側の情報を公開し、それに基づき消費者に判断してもらうことが信頼を回復する一つの方法かもしれません。いろいろな方法があると思いますが、すぐに解決できるものでもないの

で、時間をかけながら、お互いの信頼を回復していくことが重要ではないかと考えております。

9月からこの事故による賠償金の請求受付が、また10月から賠償金の支払いが始まりますが、これにより悪質商法が横行してくるのではないかと、全国から注目されてくるのではないかと心配しております。そのような状況からどのように県民の生活を守っていくのが審議会の課題ではないかと思っておりますので、ご検討をよろしく申し上げます。

消費生活課主幹兼副課長

それでは、議事に入ります。

高瀬会長に議長をお願いします。

高瀬雅男議長

皆様の協力をいただきながら、本日の審議会を円滑に運営していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

初めに、議事録署名人の指名につきましては、議長指名で異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高瀬雅男議長

異議ないと認め、追分富子委員と鈴木里子委員を指名します。

本日の議題は、本県の消費者行政の推進についてです。

初めに、(1)震災後の消費者行政の状況について、事務局より説明させます。

消費生活課長

(資料1-1 東日本大震災関連の消費生活相談状況、

資料1-2 法律相談概要 により説明)

高瀬雅男議長

ただいまの説明について、質問、意見等がありましたら発言願います。

佐藤一夫委員

インターネット通販による放射能測定器のトラブルに関してです。くらしの情報臨時号で啓発されておりますが、この記載にもあるとおり、通信販売であることからクーリング・オフできずに泣き寝入りになっているのではないかと思います。これは、そもそも原発事故がなかったら購入する必要がなかったものであり、このような被害にあった人をどのように救済するかについてもある程度考えていただくことも必要かと思っております。県が9月2日に東京電力に提出する要求書では、指針の対象の有無に関わらず原子力発電所事故がなければ生じることがなかった損害について被害者が求めることは全て賠償することとしているので、高額であることから何らかの救済ができないものかと考えます。

消費生活課長

救済の内容については、これからいろいろ検討していかなくてはならないと考えております。インターネット通販関係の相談としては、放射能測定器以外にもいろいろなトラブルがあり、返品が可能かどうかを確認しないまま注文し、返品しようとしたらそれが返品不可であったというものが多くあります。そのようなことも勘案しながら、インターネットでの売買についてのリスクを消費者に情報提供していく必要があります。意見を踏まえながら検討していきたいと思っております。

菅野昭弘委員

実際には、原子力損害賠償紛争審査会 8 月 5 日の中間指針はかなり抽象的であり、それに関しては難しいのではないかと思います。どこまで具体的に要求していくかはかなり難しい問題です。

それについては、防止に力を入れることなどが大切だと思っております。

内山安子委員

振り込め詐欺については震災後も続いており、いわきでも何件かありました。会長からも話があったように、東電の賠償支払いがあれば、また、振り込め詐欺が出て来るのではないかと思います。いろいろな形で呼びかけてはいるのですが、これからますます増えてくるのではないかと懸念しておりますので、よろしく対処をお願いします。

高瀬雅男議長

他に何かありませんか。

(なしの声あり)

高瀬雅男議長

それでは、次に、議題の(2)平成23年度事業等について、事務局より説明させます。

消費生活課長

(資料2 消費者行政の概要 により説明)

高瀬雅男議長

ただいまの説明について、質問、意見等がありましたら発言願います。

佐藤一夫委員

仮設住宅入居の高齢者の孤独死が報道されています。見守りサポート事業を拡充して、元の自治体を離れ避難して仮設住宅等にいる高齢者についてもお願いしたいと思えます。

また、生活関連物資等の調査・監視事業についてですが、現在、原油が相当高騰しています。昨年秋に、1バレル70ドルだったものが、今は110ドル台になっており、このままいくと今年の灯油は、18リットル1缶約2千円ぐらいになるのではないかと懸念されます。このような異常価格で、大震災でダメージを受けた県民が冬越えできるのか心配です。福祉灯油等の制度は2年前から中止になっていますが、この震災で低所得者、零細・中小企業、農林漁業者は大変な思いをしています。県としても、被災者に対して被災者支援灯油等の制度等の緊急の支援対策を国に要請するよう取り組んでいただきたいと思います。

また、仮設住宅についてですが、エアコン付きの仮設住宅にはストーブの使用が禁止されているところもあると聞いております。しかし、この東北の冬の寒さはエアコンだけでしのげません。ストーブ等の暖房器具が、扇風機のように品薄になったりしないように今から対処しておくなどの対策が必要です。

震災対応として、従来の事業を淡々とやるあるいはただ取りやめるのではなく、見直して新しい事業に優先的に取り組むべきではないかと思いますので、検討願います。

消費生活課長

今後事業を進めるに当たり、十分検討しながら取り組んでまいります。

菅野昭弘委員

仮設住宅での問題については、厚生労働省のサポートセンターが専門家を派遣す

るなどのケアをしているようです。

高瀬雅男議長

いろいろなところがいろいろなことをやっていますが、それを全体的に把握しておくべきです。

阿久津文作委員

仮設住宅の高齢者のサポートセンターは戸数の多いところにはあるようですが、そのほか、情報をまとめて消費生活センター等が管理して広報することが重要ではないかと思えます。

菅野昭弘委員

自治体の情報は、既存のルートの方がわかりやすいようです。

阿久津文作委員

必要な情報をまとめて市町村に伝え、それを市町村がうまく避難者等に伝えていくことが大切です。

菅野昭弘委員

それぞれ担当の部局の対応が必要であると思えます。

菅波佳子委員

被災者の相談窓口は市町村単位となっているので、県の消費生活センターに情報が集約されることはあまりないようですので、市町村単位の相談を集約できるようにした方がわかりやすいのではないのでしょうか。借り上げ住宅に住んでいると孤立してしまって情報があまりない方達もいるようです。

菅野昭弘委員

現在は、新潟県と山形県には7,000人ほど避難しているらしい。

菅波佳子委員

市からの委託により、NPO法人が避難者に情報を知らせるシステムがある地域もあると聞いています。

菅野昭弘委員

県の災害対策本部に一番情報があると思うので、そこに情報を集約して、市町村と連携をとってうまくやればよいと思えます。

生活環境部長

私は、災害対策本部の事務局を兼ねておりますが、避難指示区域の双葉8町村とそれ以外の市町村では情報提供のあり方には温度差があると感じております。避難指示区域になっている13市町村は、県外も含めてしっかりどこに誰が避難している等の情報を把握しており、市町村ごとに広報誌を月に4～5回ダイレクトメール等で送っているところもあります。その一方で、福島市や郡山市から県外に避難している人については把握しきれていないのが現状であり、そういった人たちは情報がない状況になることも考えられます。自主避難の人たちへの情報提供のあり方については、市町村と相談しながら考えていかななくてはなりません、市町村によっては考え方の温度差があるのが現状です。

船生敏夫委員

先ほど会長が言ったように、食の安全をどうするのか、安心をどう考えていくのが大事だと思います。また、いわきなどでは余震のためにとりかからなかった住宅の修復がこれから増え、それについて相談する人も多くなるのではないかと考えられますが、これまではどのような対応だったのでしょうか。

消費生活課長

食の取り組みに関しましては、議題（４）「食品と放射能」の問題に関する消費者庁の取組で詳しく説明しますが、県としては、消費者に正しい情報を伝えることをまず第一に考えております。当課では、県の放射線健康リスク管理アドバイザーによる講習会を10月に開きますが、状況を見据えて今後また検討してまいります。

住居等に関しましては、見積りを取らずに塀、墓、住居の修繕を行ったところ、あとから高額な請求を受けたという相談が多く寄せられております。しかし、県としてもその修繕の規模がわかりませんので、その請求金額が妥当なものであるかどうかはなかなか判断ができません。訪問販売によるものであればクーリング・オフが可能ですので、他の業者からも見積り等を取り、比較するようアドバイスしております。

同じ被災県である宮城県、岩手県と比較すると本県の住宅相談は少ないと思いますが、今後、避難指示等の解除により戻る時に悪質業者がはびこるのではないかと懸念しております。トラブルに巻き込まれないよう、何かあったら一人では判断せず、身近な人や消費生活センター等に相談することを声を大にして注意喚起に努めております。

菅野昭弘委員

住宅の関係としては、全てではありませんが、一定の要件に当てはまるものについては弁護士や一級建築士との相談が無料で受けられるものもあります。住宅リフォームに関しては、実際に悪質商法も多いようです。

高瀬雅男議長

他に何かありませんか。

（なしとの声あり）

高瀬雅男議長

次に、議題の（３）消費者行政活性化基金について、事務局より説明させます。

消費生活課長

（資料３ 福島県消費者行政活性化基金について により説明）

高瀬雅男議長

ただいまの説明について、質問、意見等がありましたら発言願います。

阿久津文作委員

消費生活相談員の配置については、平成21年度から23年度に新たに配置された分なのか、また、市町村の相談窓口というのは、相談員がいなくても窓口はあるということなのですか。

消費生活課長

消費生活相談員の配置については、平成22年度の設置状況です。

今後につきましては、それぞれの市に相談員の配置を働きかけておりますが、財源の問題等もあり、配置されているのは現在は10市のみとなっております。相談窓口については、相談員がいるところについては相談員が、それ以外については職員が対応しております。相談員がいない市町村についても、基本的には消費者行政を担当する職員が相談を受けることになっており、窓口としては59市町村全てに設置されております。ただ、住民が相談窓口についてよくわからない状況もあって県全域から県の消費生活センターに相談が寄せられておりますことから、それぞれの市町村ごとに相談状況をフィードバックし、消費者行政の重要性を認識してもら

いながら対応しております。

佐藤一夫委員

消費生活センターの設置については、県では当初、会津、相双及び県南地方に計画しており、会津若松市、伊達市には設置されたが、県南や相双地方はどのような状況となっているのでしょうか。

消費生活課長

県南地方については、平成22年度に白河市が広域的な消費生活センターの設置を見据えて近隣の市町村の意見を集約していたのですが、今は滞っている状況です。

相双地方については、昨年消費生活審議会で、消費生活センターの必要性の意見があり、県としても、浜通り、中通り、会津に必要と考えております。そのため、南相馬市、相馬市に直接出向いて設置の働きかけをしておりますが、今後協議をしながら検討していくという状況であり、もう少し時間がかかりそうです。

高瀬雅男議長

他に何かありませんか。

(なしの声あり)

高瀬雅男議長

次に、議題の(4)「食と放射能」の問題に関する取組みについて、事務局より説明させます。

消費生活課長

(資料4 「食品と放射能」の問題に関する消費者庁の取組により説明)

高瀬雅男議長

ただいまの説明について、質問、意見等がありましたら発言願います。

阿久津文作委員

情報の集約化、一元化等の情報の提供のあり方になりますが、このような形で検査機器が県や市町村に配備され検査されるようになれば、その検査結果をそれぞれの市町村でわかっているだけでなく、必要なものはその結果を集約して伝えていく必要があるのではないのでしょうか。

菅野昭弘委員

消費者庁の存在があまり感じられません。暫定規制値は、厚生労働省が定めており、東京都で水道水が暫定規制値を越えた時には大騒ぎになったりしましたが、水道水については大人と子供とで規制値を分けていました。その他は分けていませんが、大人と子供とでは放射線感受性が違うと言われており、その辺はどうなのかというのが素朴な疑問です。

高瀬雅男議長

食品安全委員会で、生涯に総量として100ミリシーベルトという数値を出しました。

菅野昭弘委員

中年以上にはあまり影響ないということではありますが、15歳以下、10歳以下では感受性が違うのだから年齢による食品の暫定規制値が必要なのではないのでしょうか。

厚生労働省は厚生労働省の立場があるのだろうが、消費者には消費者の立場があります。消費者庁も積極的に行動してほしいと思います。

鈴木里子委員

学校の栄養士からも、地産地消、福島県のもを食べようと今まで頑張っていたがこのような状況で子供達に対して果たしてそれで良いのかという声が上がっております。地産地消と大きな声で言えない状況です。小さな子供を持つ栄養士会の会員からは、学校給食は安心なのかどうかとの声も出てきて、食品の安全性には関心が寄せられておりますが、何と答えて良いか困っている状況です。

阿久津文作委員

消費者庁で出した「食と放射能Q&A」には詳細に書いてあり、こういうことを講習会等できちんと周知していくべきではないかと思えます。

しかし、安全とされる数値があっても、少しでも放射能が検出されればダメと敏感になっていることもあり、講習会やPRだけでは難しいのかとも思えます。

中野竹治委員

今日のテレビでも、福島市内でも非常に危険な地域が2カ所あったと報道されていた。事故当初3月あたりは、福島市まで危険であることはわからず、ガソリン、水、食物を手に入れるため外で並んだり、トイレの水を流すため、田の水を使用したり、農家の無人販売の野菜等を買って食べたりしたので、相当被ばくしたのではないかと思います。

こうした被ばくの影響が後から出たときのために、今回の事故の放射能の影響なのかどうかの判断の証明のために髪や爪を保存しておくべきという専門家もいるようですが、どうなのでしょう。

菅野俊昭委員

法的には難しいのではないかと思います。

中野竹治委員

保存しておいた髪や爪で、覚醒剤のように、内部被ばくがわかるのではないかという話でした。

阿久津文作委員

福島県民を対象として健康被害調査が始まっております。その中の行動調査票が将来、放射能の影響の有無の判断材料となります。その調査に正確に答えられるような準備が肝要と思えます。

中野竹治委員

どこにいたかは覚えているが、飲食したものは忘れてしまうので、調査は早めにお願したい。

菅野俊昭委員

癌になる確率を取り沙汰されているが、ほとんどが放射能の影響ではないものであり、甲状腺癌等特殊なものを除けば、その判断は難しいと思われ。

佐藤一夫委員

放射性物質検査体制の消費者行政活性化基金の活用については、周りから言われて仕方なくこのようにしたのかとも思いますが、聞くところによると、300万円ぐらいの簡易型スペクトロメーターで検査し、高い数値が出たらゲルマニウム半導体検出器で調べるということでした。簡易スペクトロメーターで検出した結果を公表するかどうかは議論になるころだと思います。結果的には、それは公表せず、高い数値のものだけをゲルマニウム半導体ゲルマニウム半導体で検査し公表するというのですが、そういったものに消費者行政活性化基金を使うのは問題であり、国は、これとは別枠で検査体制等を整備すべきです。消費者団体としても国に強く

要望していかななくてはならないと思います。

消費者庁のリスクコミュニケーション推進の意見交換会については、開催場所が横浜市と埼玉県でしたが、本来ならば福島県でやるべきです。この「食と放射能Q & A」の内容についても説明会もやっていません。消費者庁の姿勢には問題があるのではないのでしょうか。

追分富子委員

現在、関西方面等の地方で古米、古々米が売られています。早場米の放射能汚染は大丈夫であるとの結果が出ましたが、これからの米の放射能の数値によっては値段の高騰等かなり大変な事態が起きることも予想されます。買い占めの動き等もありますので、早めの対応をお願いします。

人見やよい委員

知人が東電に、福島県内の市町村に放射線測定器を購入してくれるように電話をしたところ、「それは、行政の仕事だ。」と言われたとのことで、それを聞いて非常に腹が立ちました。福島県は被害者であるのに、いつの間にか福島県の生産者は加害者のようになっていることに非常にくやしい思いをしております。こうした検査機器の購入にかかった費用についても東電に賠償の請求をしていただきたいと思います。

高瀬雅男議長

中間指針の中に地方自治体としての損害賠償の請求の部分があるので、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、議題の（５）その他として、国民生活センターの在り方の見直しに関する

検討についてですが、まずは事務局から説明させます。

消費生活課長

（参考資料 国民生活センターの在り方の見直しに関する検討について により説明）

高瀬雅男議長

このことについての情報提供は私からお願いしたものであるもので、私からも説明します。

（参考資料 国民生活センターの在り方の見直しに関する検討について により説明）

高瀬雅男議長

このことについて、何か、質問等はありませんか。

（なしの声あり）

高瀬雅男議長

それでは、最後になってしまいましたが、生活環境部長よりあいさつをいただきます。

生活環境部長

遅れて申し訳ありませんでした。

本日は、御多忙中にも関わらず出席いただき感謝申し上げます。

消費生活センターは、震災以降1日も休まず相談受付をしており、便乗商法や二重ローンの問題、そして最近多いのは食の安全の問題ですが、いろいろな相談に一生懸命対応しております。

私は、災害対策本部の事務局も預かっておりますので情報がいろいろ入ってきますが、今一番関心が持たれているのは、食の安全の問題です。

放射線関係の相談窓口には、小さな子供を持つ親の悲痛な相談が毎日あります。

また、今、県外避難が後を絶ちません。放射線に汚染された福島県には住みたくないとの声が大きく、不安が増長している状況です。

このような状況の中で何ができるのかを考えると、身近に簡易分析装置などで測定できることなどだと思います。実際に計ってみて、暫定規制値以下であったとか、全然出なかったなどと手に取るように確認できることが重要であると考えております。そういう安心を確保するという観点からどのようなアイデアがあるのかを皆さんからも意見をいただければありがたいと思っております。

また、大震災に加えて、7月末に会津で豪雨災害がありました。現地調査もしてきましたが、これも甚大な被害であり、只見線の落橋、路盤の流失等復旧までには相当な時間がかかります。さらにあの地域は、高齢化が進んでおりコミュニティーの維持も難しく、そのような状況の中で、潜在的な消費者トラブルが今後発生してくるのかが非常に気になっております。今後どういう課題が浮き彫りになってくるかをきちんと把握しておかなくてはならないと考えております。

今日は、いろいろ意見をいただき参考になりました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

高瀬雅男議長

そのほか、何かありませんか。

(なしとの声あり)

高瀬雅男議長

なければ、以上で議事を終了いたします。

御協力ありがとうございました。

事務局から何かありませんか。

消費生活課主幹兼副課長

長時間の御審議、お疲れ様でした。

本日いただいた御意見、御提言については、今後の県の消費者行政に役立ててま

いますので、引き続き御協力をお願いいたします。

以上で閉会いたします。

今後の開催については、調査又は審議事項等の状況に応じて考えたいと思いま

すので、よろしくお願ひいたします。

本日は、ありがとうございました。

(閉 会 午後3時37分)

福島県消費生活審議会出席者

氏 名		役 職 等
学 識 経 験 者	菅 波 佳 子	司法書士
	菅 野 昭 弘	弁護士
	鈴 木 里 子	福島県栄養士会会長
	高 瀬 雅 男	福島大学特任教授
	船 生 敏 夫	東日本国際大学教授
	湯 坐 聖 史	弁護士 <欠席>
消 費 者	内 山 安 子	(公募委員)
	佐 藤 一 夫	福島県生活協同組合連合会専務理事
	人 見 やよい	(公募委員)
	三 品 トミイ	福島県消費者団体連絡協議会理事
事 業 者	和 田 秀 子	財団法人福島県婦人団体連合会評議員
	追 分 富 子	福島県商工会議所女性会副会長
	大川原 けい子	J A福島女性部協議会会長
	中 野 竹 治	福島県生活衛生同業組合連合会会長
	中 野 俊 昭	日本チェーンストア協会東北支部事務局長 <欠席>
	阿久津 文 作	福島県商工会連合会専務理事

委員 16名 委嘱期間：平成22年7月25日～平成24年7月24日

<事務局職員>

所 属	職 名	氏 名
生活環境部	生活環境部長	荒 竹 宏 之
生活環境部消費生活課	課 長	大 内 幸 子
	主幹兼副課長	大 竹 伸 明
	主 幹	渡 辺 清 春
	主任主査	津 田 仁 志
	主 査	穂 住 敬 子
	主 査	影 山 真 紀